

ラジオ・テレビ局が録音製品を 放送した際に支払う報酬に関する暫定弁法

2009年11月10日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国國務院令

第 566 号

「ラジオ・テレビ局が録音製品を放送した際に支払う報酬に関する暫定弁法」が去る 2009 年 5 月 6 日國務院第 62 回常務會議にて採択されたので、ここに公布する。同弁法は、2010 年 1 月 1 日より施行するものとする。

総理 温家宝

2009 年 11 月 10 日

ラジオ・テレビ局が録音製品を放送した際に支払う 報酬に関する暫定弁法

第一条 著作権者の法に基づく放送権の行使を保障し、ラジオ・テレビ局による録音製品の放送に便宜を図ることを目的として、「中華人民共和国著作権法」（以下著作権法と呼ぶ）第四十三条の規定に基づき本法を制定する。

第二条 ラジオ・テレビ局はすでに発表された音楽作品の放送、著作権者に対する報酬の支払い方式、金額等の関連事項について、関連の権利を管理する著作権集体管理組織と取り決めを行うことができる。

ラジオ・テレビ局がすでに出版された録音製品を放送する際、すでに著作権者との間に使用許諾契約を結んだ場合は契約で取り決めた方式及び基準に従って報酬を支払う。

ラジオ・テレビ局は著作権法第四十三条の規定に従い、著作権者の許諾を得ずにすでに出版された録音製品を放送した（以下録音製品を放送するという）場合、本弁法に従って著作権者に対して報酬を支払う。

第三条 本弁法に言う放送とは、ラジオ・テレビ局が無線または有線の方式によって放送、再放送及び他局の作品の放送を行うことを指す。

第四条 ラジオ・テレビ局は録音製品を放送する際、関連する権利の管理を行う著作権集体管理組織と、毎年著作権者に対して固定の報酬額を支払うことを取り決めることができる。

報酬額の固定について取り決めを行っていない、または取り決めが合意に達しなかった場合、ラジオ・テレビ局と関連する権利の管理を行う著作権集体管理組織は以下の方式のうちのいずれかを基礎として、著作権者に対する報酬の支払いについての協議を行うことができる。

(一) 当該局または当該局各チャンネル（周波数）の当該年度の広告収入からコストにあたる 15%を差し引いた後の残額に、本弁法第五条または第六条の規定する報酬支払い基準を掛け、支払う報酬の金額を計算する。

(二) 当該局が当該年度に録音製品を放送した合計時間に、本弁法第七条の規定する時間当たりの報酬支払い基準を掛け、支払う報酬の金額を計算する。

第五条 本弁法第四条第（一）号の規定する方式に従って著作権者に支払う報酬額を確定させる場合、本弁法施行日より五年以内においては、下記の報酬支払い基準に従って報酬額の支払いについて協議を行う。

(一) 録音製品の放送時間が当該局または当該チャンネル（周波数）の放送した番組の合計時間に占める割合が 1%未満の場合、報酬支払い基準は 0.01%とする。

(二) 放送時間の割合が 1%以上、3%未満の場合、報酬支払い基準は 0.02%とする。

(三) 放送時間の割合が 3%以上 6%未満の場合、報酬支払い基準は 0.09%から 0.15%とする。放送時間の割合が 1%増加するごとに報酬支払い基準は 0.03%増加する。

(四) 放送時間の割合が 6%以上 10%以下の場合、報酬支払い基準は 0.24%から 0.4%とする。放送時間の割合が 1%増加するごとに報酬支払い基準は 0.04%増加する。

(五) 放送時間の割合が 10%を上回り、かつ 30%未満の場合、報酬支払い基準は 0.5%とする。

(六) 放送時間の割合が 30%以上、50%未満の場合、報酬支払い基準は 0.6%とする。

(七) 放送時間の割合が 50%以上 80%未満の場合、報酬支払い基準は 0.7%とする。

(八) 放送時間の割合が 80%以上の場合、報酬支払い基準は 0.8%とする。

第六条 本弁法第四条第（一）号に規定された方式に従って著作権者に支払う報酬額を確定させる場合、本弁法の施行より五年の期間が満了した日以降は、下記の報酬支払い基準に従って報酬額の支払いについて協議を行う。

(一) 放送時間の割合が 1%未満の場合、報酬支払い基準は 0.02%とする。

(二) 放送時間の割合が 1%以上 3%未満の場合、報酬支払い基準は 0.03%とする。

(三) 放送時間の割合が 3%以上 6%未満の場合、報酬支払い基準は 0.12%から 0.2%とする。放送時間の割合が 1%増加するごとに報酬支払い基準は 0.04%増加する。

(四) 放送時間の割合が 6%以上 10%以下の場合、報酬支払い基準は 0.3%から 0.5%とする。放送時間の割合が 1%増加するごとに報酬支払い基準は 0.05%増加する。

(五) 放送時間の割合が 10%を上回り、かつ 30%未満の場合、報酬支払い基準は 0.6%とする。

(六) 放送時間の割合が 30%以上、50%未満の場合、報酬支払い基準は 0.7%とする。

(七) 放送時間の割合が 50%以上 80%未満の場合、報酬支払い基準は 0.8%とする。

(八) 放送時間の割合が 80%以上の場合、報酬支払い基準は 0.9%とする。

第七条 本弁法第四条第(二)号に規定される方式に従って著作権者に支払う報酬額を確定させる場合、下記の報酬支払い基準に従って支払う報酬額についての協議を行う。

(一) ラジオ局の時間当たりの報酬支払い基準は毎分 0.30 元とする。

(二) テレビ局の時間当たりの報酬支払い基準は本弁法の施行日より五年以内は毎分 1.50 元、本弁法の施行日より五年の期間が満了した日以降は毎分 2 元とする。

第八条 ラジオ・テレビ局が録音製品を放送する際、本弁法第四条の規定に従って関連する権利の管理を行う著作権集体管理組織との間で支払う報酬額の固定について取り決めを行っていない、または支払うべき報酬の確定についても協議を行っていない場合、本弁法第四条第(一)号の規定する方式及び第五条、第六条の規定する基準に従って、関連する権利の管理を行う著作権集体管理組織に対して支払う報酬額を確定しなければならない。

第九条 ラジオ・テレビ局が他のラジオ・テレビ局の録音製品を放送する場合、録音製品の放送時間は実際の放送時間の 10%で計算する。

第十条 中部地区のラジオ・テレビ局は本弁法の規定する方式に従って著作権者に報酬を支払う際、本弁法の施行日より五年以内は、本弁法の規定に従って算出した金額の 50%を報酬額として計算する。

西部地区のラジオ・テレビ局及び全国の児童、少数民族、農村地区等向けに放送される専門チャンネル(周波数)が本弁法の方式に従って著作権者に報酬を支払う場合、本弁法の施行日より五年以内は、本弁法の規定に従って算出した金額の 10%を報酬額として計算する。

本弁法の施行日より五年の期間が満了した日からは、本弁法の規定に従って算出した金額の 50%を報酬額として計算する。

第十一条 県級以上の人民政府財政部門は同級人民政府の設立したラジオ・テレビ局が

録音製品を放送し、著作権者に報酬を支払うための支出を収支査定の要素と見なし、同地区の財政状況に基づいて総合的に考慮した上で、統一的に計画案配を行う。

第十二条 ラジオ・テレビ局は著作権者に報酬を支払う際、決算は年度締めとする。

ラジオ・テレビ局は毎年第 1 四半期に著作権集体管理組織を通して、その前年度に支払うべき報酬を著作権者に支払う。

ラジオ・テレビ局は著作権集体管理組織を通して著作権に報酬を支払う際、放送作品の名称、著作権者の氏名または名称、放送時間等の状況を提供しなければならない。双方の間ですでに取り決めがある場合はこの限りではない。

第十三条 ラジオ・テレビ局が録音製品を放送し、関連する権利の管理を行う著作権集体管理組織の会員以外の著作権に報酬を支払っていない場合、本弁法第十二条の規定に従って支払うべき報酬に関連する権利の管理を行う著作権集体管理組織に送付しなければならない。関連する権利の管理を行う著作権集体管理組織は著作権者にその報酬を渡さなくてはならない。

第十四条 著作権集体管理組織は著作権者に報酬を渡す際、本弁法中にすでに存在する規定以外に、「著作権集体管理条例」の関連規定を適用する。

第十五条 ラジオ・テレビ局は、本弁法の規定に従って著作権者に支払うべき報酬を著作権集体管理組織に提出後、著作権集体管理組織と著作権者間の紛争に対しては責任を負わない。

第十六条 ラジオ・テレビ局と著作権者または著作権集体管理組織との間で本弁法の規定に基づく報酬の支払いが原因で紛争が発生した場合、ラジオ・テレビ局は法に基づいて人民法院に民事訴訟を提起するか、または双方が合意に達した書面の仲裁協議書を根拠に仲裁機構に対して仲裁を申請することができる。

第十七条 本弁法は 2010 年 1 月 1 日より施行される。

以上